

【概要版】

茨城町第2次環境基本計画

自然を愛し 人も生きものも
安らげるまち いばらき

令和5年3月

はじめに

茨城町長 小林 宣夫



茨城町は、涸沼に注ぐ涸沼川・涸沼前川・寛政川が中央部を流れ、その流域に肥沃な土地が広がる、水と緑の豊かな自然に恵まれた田園都市です。この美しい自然を守り、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本町では、平成 25 年に茨城町環境基本計画を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

特に、本町のシンボルであり、希少な水鳥やヒヌマイトトンボなどの絶滅危惧種をはじめとした多様な生態系が育まれている涸沼は、多くの動植物の生息地としての重要性が国際的に認められ、平成 27 年5月、ラムサール条約登録湿地となりました。本町では、私たちに恵みをもたらす涸沼の保全と賢明な利用を図るため、町民や団体、事業者と協働し、涸沼に関する環境教育や環境保全活動について積極的に取り組んでいます。

しかしながら、近年、私たちを取り巻く環境は変化しており、地球温暖化が一因とされる気候変動や、生物多様性の危機、海洋プラスチックごみ問題等、世界的に深刻な環境問題が顕在化しています。

なかでも、喫緊の課題である地球温暖化については、パリ協定の採択により、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みが示されるなど、地球規模で課題の解決に取り組んでいる状況です。わが国では、カーボンニュートラル宣言により、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化しており、本町においても、令和 2 年7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本町では、「茨城町第2次環境基本計画」を策定いたしました。本計画は、国際社会の共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）と各施策を関連付け、涸沼をはじめとした自然環境の保全、快適で安全な暮らしの維持発展のほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギーの利活用や気候変動適応策などを推進するものです。

本計画において目指す環境将来像として掲げている「自然を愛し 人も生きものも 安らげるまち いばらき」を実現するためには、行政だけでなく、町民や団体、事業者が一体となって取り組むことが重要です。今後も引き続き、良好な環境の保全と創造に向けて様々な施策を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました茨城町環境審議会委員の皆様、並びに茨城町環境基本計画策定支援アドバイザーの皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました町民や団体、事業者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

◆計画の位置づけと役割◆

本計画は、茨城町環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第11条に基づく計画であり、また、「茨城町第6次総合計画」に示す町の将来像『三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。環境を保全していくためには、町・町民・事業者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。

◆計画の対象範囲と分野構成◆

本計画の対象とする環境の範囲は、茨城町環境基本条例に係る環境全般を対象とし、その中から環境要素を抽出し、3つの分野に分類しました。

| 自然・やすらぎ | 快適・安全 | 脱炭素・エネルギー |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 生物多様性（動植物）、農地、水辺（涸沼含む）、里地・里山、自然公園・緑地、歴史、文化 | 大気環境（大気、悪臭、騒音、振動）、水環境（河川、湖沼）、土壌汚染、地下水・地盤環境、化学物質、放射能汚染、防災のレジリエンス、環境教育・学習 | 循環型社会（廃棄物、リサイクル）、5R、不法投棄、環境美化、地球温暖化対策、気候変動適応策、再生可能エネルギー、脱炭素、ゼロカーボンシティ |

◆計画の期間◆

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。
なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆計画の推進主体◆

本計画の推進主体は、町、町民及び事業者とします。
それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

| 町 | 町民 | 事業者 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○環境施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めます。 ○環境の保全や気候変動適応に関する意識の啓発を行うとともに、町民・事業者が行う環境保全活動を支援します。 | ○日常生活において、水質保全や廃棄物の減量などの環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努めます。 ○町が実施する環境等に関する施策への協力や気候変動への対処など、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。 | ○事業活動を行うにあたっては、公害を防止するとともに、環境の保全等に自ら努めます。 ○町が実施する環境等に関する施策への協力や気候変動への対処など、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。 |

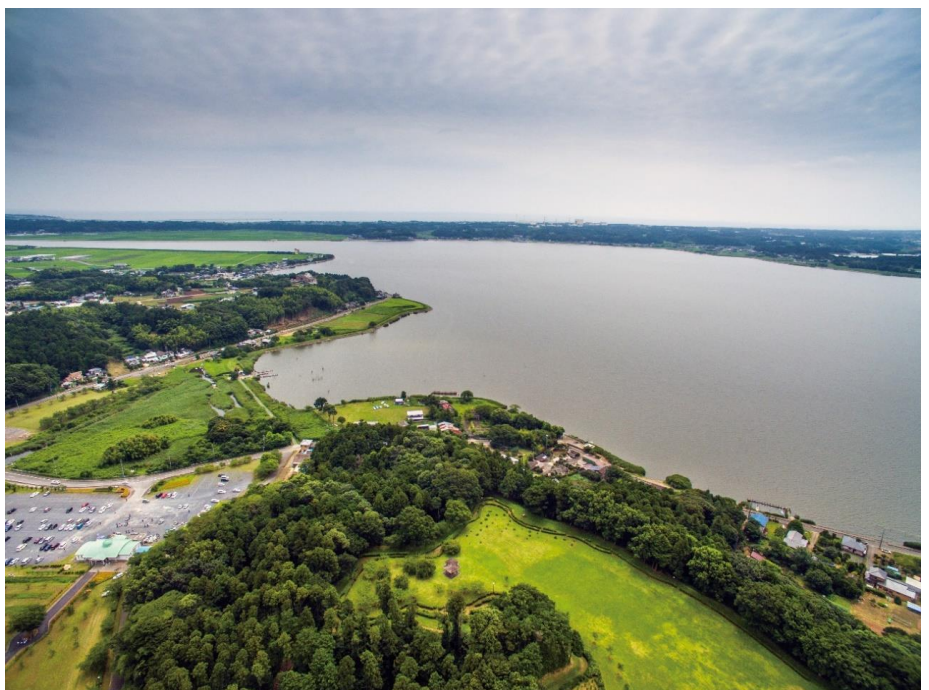
◆本町の望ましい環境将来像◆

「茨城町環境基本条例」の基本理念の実現に向けた町の環境の最も基本的な目標を本町の望ましい環境将来像として次のように定めます。

自然を愛し 人も生きものも
安らげるまち いばらき

本町は、平成27年5月にラムサール条約湿地に登録された涸沼をはじめ、数々の水辺や緑、そしてこれらが育む多くの動植物が生息する自然豊かな環境に恵まれています。私たちは、この豊かな水辺と肥沃な大地の恵みを受け、漁業、農業を発展させてきました。

今を生きる私たちには、このかけがえのない水辺や緑に満ちた生物多様性を育む環境を守り、地球温暖化による影響とされる気候変動への適応を進めながら、次の世代へ継ぐ責任があります。人も生きものも安らげるまちであるために、一人ひとりが環境と向きあい、よりよい町を創造します。



◆環境施策の体系◆

茨城町の望ましい環境将来像の実現を目指し、環境分野別に現況と課題を整理して体系化した分野別基本目標と、これらを達成するための施策の方向及び内容を示します。

| 環境将来像 | 基本目標 | 施策の方向 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自然を愛し 人も生きものも 安らげるまち いばらき</p> | <p>自然・やすらぎ 生きものが四季を伝え、子どもたちが自然に学ぶまち</p> | <p>生物多様性の保全 6 安全なトイレを世界中に 9 気候・気候変動の適応を促す 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>人と自然との共生 2 健康を元気に 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 9 気候・気候変動の適応を促す 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>歴史と文化の保全 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> |
| | <p>快適・安全 人の輪で、未来につなげる住みよいまち</p> | <p>きれいな空気と静かな環境の確保 3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>清らかな水の確保 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>安全・安心な暮らしの確保 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> |
| | <p>脱炭素・エネルギー 地域のちからが循環し、未来へ躍進し続けるまち</p> | <p>5Rの推進 9 気候・気候変動の適応を促す 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>環境美化の推進 2 健康を元気に 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>脱炭素に向けた計画の推進 1 気候変動に具体的な対策を 2 健康を元気に 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 気候・気候変動の適応を促す 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを増やす 15 陸の豊かさを増やす 17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> |

| 施策の内容 | 協働 | <p style="text-align: center;"> ・再生可能エネルギービジョン ・地域循環共生圏の推進 </p> | <p style="text-align: center;">2050年カーボンニュートラル</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○生物の生息環境の保全 ○生物の生息情報と保全対策の公開 ○酒沼を保全していく活動の推進 ○生物多様性地域戦略の推進 (ラムサール条約登録湿地酒沼拠点周辺) ○水辺地と人の共生ができる空間の保全 ○水辺、里山の再生、整備事業の推進 ○農地と自然が調和した空間の整備 ○エコツーリズムの活性化 ○景観と自然の調和を含めた文化財の保全 ○環境・歴史・文化の継承 | <p><学ぶ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒沼ラムサールネイチャーガイドの養成 ○生物多様性保全取組事例発表会の開催 ○環境や生きものにやさしい勉強会の推進 <hr/> <p><活動する></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動推進員となって環境保全活動のリーダーとして活動 ○酒沼ラムサールネイチャーガイドとなって来町者を案内 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染防止対策 ○悪臭防止対策 ○騒音・振動対策 ○大気・騒音環境の監視・調査の継続 ○工場・事業場の排水対策 ○生活排水対策 ○水質の監視・調査の継続 ○酒沼及び酒沼流域の浄化活動の推進 ○土壌汚染・地盤沈下対策 ○化学物質の排出防止対策 ○放射線及び放射能の監視 ○防災に対するレジリエンスの推進 | <p><学ぶ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○茨城町環境フェスティバルの開催 ○環境保全に関する説明会の実施 ○酒沼浄化推進小学校連絡会議の活動PR <hr/> <p><活動する></p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒沼水質保全の対応方針の推進 ○環境保全活動団体のネットワークの構築 ○酒沼ラムサールネイチャーガイド等自然ガイドの育成 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ごみの発生抑制と減量化の推進 (Reduce) <small>リデュース</small> ○再使用の推進 (Reuse) <small>リユース</small> ○再資源化の推進 (Recycle) <small>リサイクル</small> ○ごみ削減の推進 (Refuse) <small>リフューズ</small> ○資源の修復・改善の推進 (Repair) <small>リペア</small> ○廃棄物の適正な排出の指導 ○不法投棄されない環境づくりの推進 ○きれいなまちづくりの推進 ○茨城町地球温暖化対策実行計画の推進 ○茨城町地域気候変動適応計画の推進 ○地域循環共生圏の推進 ○再生可能エネルギービジョンの策定及び推進 | <p><学ぶ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動推進員に学ぶ学習会の開催 ○環境イベント等における情報発信・勉強会等の場の提供 ○CO₂見える化の活用 <hr/> <p><活動する></p> <ul style="list-style-type: none"> ○茨城町地球温暖化対策実行計画の推進 ○茨城町地域気候変動適応計画の推進 ○地域循環共生圏の推進 ○町内一斉ごみ拾い ○サーキュラーエコノミー(循環型経済)の推進 | | |

◆環境施策と町の取組◆

分野別の施策の方向を示すとともに、環境施策と町の主な取組を示します。

1 自然・やすらぎ ～生きものが四季を伝え、子どもたちが自然に学ぶまち～

◆施策の方向◆

茨城町の自然・やすらぎ環境を構成している涸沼と涸沼流域に広がる水辺、里山、田畑を守り育て、また、歴史と文化を継承していくためのネットワーク構築を行い、生物多様性の保全に係る活動の推進、エコツーリズムの活性化など、町民が誇れる自然再生に取り組んでいきます。



1-1 生物多様性の保全

◆環境施策と町の主な取組◆

① 生物の生息環境の保全

- ヒヌマイトトンボの生息地の保全及び拡大
- 貴重な動植物が生息・生育できる環境の保全・創出
- 外来種の種数及び個体数の増加防止のための啓発



ヒヌマイトトンボ

② 生物の生息情報と保全対策の公開

- 生物多様性を保全するための動植物一斉調査の実施
- 町内で確認される生物の生息・生育情報の公表
- 有害鳥獣の情報収集、公開及び対策

③ 涸沼を保全していく活動の推進

- 涸沼に生息する動植物などの学習会や観察会の場を提供
- 町民・事業者・関係団体と協働して、涸沼を取り巻く生態系や水質等を保全

④ 生物多様性地域戦略の推進

- ラムサール条約登録湿地「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」周辺の生物多様性地域戦略の推進
- 農林水産資源に影響を及ぼす外来生物についての情報提供



アメリカナマス

1-2 人と自然との共生

◆環境施策と町の主な取組◆

① 水辺地と人の共生ができる空間の保全

- 河川の整備・改修時の生物生息空間へ配慮した整備の促進
- 漁場の保全や種の保全、観光事業活性化のための水上レジャー活動と区分化の実施
- 釣りに関するルールやマナーの啓発

② 水辺、里山の再生、整備事業の推進

- 水生動植物再生への取組
- 里山育成のための間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策の推進
- 間伐材など木材の有効活用の普及・啓発の推進

③ 農地と自然が調和した空間の整備

- 耕作放棄地の解消及び有効活用
- 農林水産事業と連携し、環境と地場産業の活性化
- 農村との交流を通じた農業体験の推進

④ エコツーリズムの活性化

- 街路樹の適切な維持管理
- 「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」や涸沼自然公園を拠点とした環境学習や観光の拡充
- 公共施設や住宅、事業所における緑化の推進



1-3 歴史と文化の保全

◆環境施策と町の主な取組◆

① 景観と自然の調和を含めた文化財の保全

- 文化財保全に関する啓発の強化
- 文化財の調査、保全の推進

② 環境、歴史、文化の継承

- 文化財などを生かした観光やまちづくりの推進
- 文化財に関する生涯学習や学校教育など、地域環境を取り入れた歴史や文化に身近に親しむ機会の提供

① 学ぶ（主体的な環境学習の推進）

【涸沼ラムサールネイチャーガイドの養成】

- 自然観察会や自然体験など、自然保護意識の向上に役立つ環境学習会を開催
- 涸沼ラムサールネイチャーガイドの所属する関係団体などが開催する自然観察会や自然体験などの推進
- 自然環境と文化に親しむため、史跡や天然記念物をめぐる自然観察会の組織的な運用

【生物多様性保全取組事例発表会の開催】

- 生物多様性保全のための知識や取組事例を学べる発表会の開催

【環境や生きものにやさしい勉強会の推進】

- 環境や生きものにやさしい農業を広めるための知識や技術を共有する勉強会の推進



涸沼ラムサール
ネイチャーガイド
養成講座開催
の様子

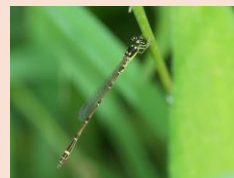
② 活動する（主体的な保全活動の推進）

【地球温暖化防止活動推進員となって環境保全活動のリーダーとして活動】

- 町民や事業者が参加する生物調査や環境保全活動の実施
- クリーンアップひぬまネットワークや茨城町家庭排水対策協議会、涸沼浄化推進小学校連絡会議、町民・事業者と情報を共有し協働で、生物多様性の保全を継続
- 漁場、釣り場、水上レジャーについて、涸沼周辺の生物多様性情報の公開、利用制限などのすみ分けで、自然と人との共存化を図る
- 祭りや伝統行事を継承するためのネットワーク作り及び継承者の育成

【涸沼ラムサールネイチャーガイドとなって来町者を案内】

- 「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」と連携して自然観察会や保全地の案内を行うガイド、環境保全活動のリーダーを育成し、来町者を案内



ヒヌマイトトンボ
(町指定天然記念物)

＜環境指標と数値目標＞

- 「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」来場者数（累計）（目標：120,000人）
- 「涸沼水鳥・湿地センター（仮称）」ボランティア指導員（目標：30人）
- 涸沼環境学習会参加者数（累計）（目標：1,500人）
- 涸沼ラムサールネイチャーガイド認定者数（目標：240人）



2 快適・安全

～人の輪で、未来につなげる住みよいまち～

◆施策の方向◆

快適で安全な環境のもとに日常生活を送るために、町民・事業者への環境意識の向上を目的とした指導者や啓発員による説明会の開催をはじめ、環境保全活動団体のネットワークの構築などを行い、町民が心地よく過ごせる環境の改善及び維持に取り組んでいきます。



2-1 きれいな空気と静かな環境の確保

① 大気汚染防止対策

- 大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及・啓発を推進
- エコカーや充電スタンド導入の推進

② 悪臭防止対策

- 悪臭防止対策に関する普及・啓発を推進
- 町民に対する日常生活からの悪臭防止の啓発
- 農畜産系廃棄物から発生する悪臭防止と堆肥化や耕畜連携した地域リサイクルの検討

③ 騒音・振動対策

- 騒音・振動対策に関する普及・啓発を推進
- 生活騒音に対するモラルの普及・啓発を推進

④ 大気、騒音環境の監視・調査の継続

- 工場・事業所等からの排出ガスに対する監視・指導の強化
- 関係機関との連携による迅速かつ適切な苦情対応

2-2 清らかな水の確保

◆環境施策と町の主な取組◆

① 工場・事業場の排水対策

- 排水基準遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策の推進
- 化学物質や油、農薬流出など水質事故防止対策の推進

② 生活排水対策

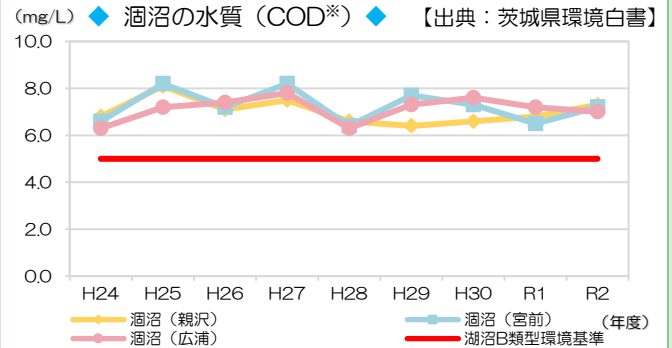
- 公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続の推進
- 合併処理浄化槽の設置費用の一部助成
- 生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発

③ 水質の監視・調査の継続

- 工場・事業所などの排水に対する監視と指導
- 涸沼や涸沼流入河川の水環境の監視及び保全
- 流域市町村と協力して霞ヶ浦や那珂川の水質を保全
- 関係機関との連携による迅速かつ適切な苦情対応

④ 涸沼及び涸沼流域の浄化活動の推進

- 「涸沼水質保全の対応方針」の推進
- クリーンアップひぬまネットワークをはじめ、各種団体が実施する浄化活動の推進
- 「涸沼水質保全の対応方針」を推進し、涸沼及び涸沼流域の環境保全に協働で取り組む



2-3 安全・安心な暮らしの確保

◆環境施策と町の主な取組◆

① 土壌汚染、地盤沈下対策

- 土壌汚染防止の指導や「土壌汚染対策法」の周知
- 廃棄物からの汚染物質の流出や排水による土壌汚染防止の監視
- 農薬使用量の低減及び有機肥料の使用促進

② 化学物質の排出防止対策

- 事業者に対する化学物質の適切な管理・使用の指導
- 農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関する環境への配慮についての意識啓発

③放射線及び放射能の監視

- 公共施設における放射線量の測定や水道水、給食食材の放射性物質の測定及び関係機関との連携による対策
- 町内で生産・採取された農畜水産物等について、放射性物質の無料測定を実施

④ 防災に対するレジリエンスの推進

- 公共施設で、災害時に利用できる再生可能エネルギーの環境整備を検討
- 災害時に避難所にもなる公共施設の建て替えには、再生可能エネルギー設備の設置を検討
- 公共施設の新設及び建て替えには ZEB 化を検討

2-4 協働

◆環境施策と町の主な取組◆

① 学ぶ (主体的な環境学習の推進)

【茨城町環境フェスティバルの開催】

- 茨城町環境フェスティバルなど各種イベントにおける環境学習会の実施

【環境保全に関する説明会の実施】

- 地域住民が集まる場所に指導者や啓発員が出向き、説明会を開催、啓発と指導による環境意識の向上

【涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動PR】

- 涸沼浄化推進小学校連絡会議での子どもたちの活動を公表

② 活動する (主体的な保全活動の推進)

【涸沼水質保全の対応方針の推進】

- 「涸沼水質保全の対応方針」に掲げる、涸沼の水環境保全のための取組を推進

【環境保全活動団体のネットワークの構築】

- 水質保全活動団体のネットワーク化と協働事業の推進

【涸沼ラムサールネイチャーガイド等自然ガイドの育成】

- ラムサール条約登録湿地周辺を案内できるネイチャーガイドを育成

<環境指標と数値目標>

- 大気、悪臭、騒音、振動、水質関連、土壌汚染の苦情件数 (目標：5件)
- 涸沼の水質 (COD) (目標：5.0 mg/L)
- 河川水質環境基準達成率 (3河川のBOD) (目標：100%)



3 脱炭素・エネルギー ～地域のちからが循環し、未来へ躍進し続けるまち～

◆施策の方向◆

かけがえのない地球環境と未来の子どもたちのために、ごみの発生抑制と資源の有効利用をさらに進め、地球温暖化対策については「茨城町地球温暖化対策実行計画」を町民、事業者へ周知し、ライフスタイルの見直しやCO₂見える化の普及、自然エネルギー等の利用の推進など、環境教育・環境学習による意識啓発に取り組んでいきます。



3-1 5Rの推進

◆環境施策と町の主な取組◆

① ごみの発生抑制と減量化の推進 (Reduce)

- ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報の公表や意識の向上
- ごみ分別の徹底などにより、ごみの排出量削減を推進
- 農業用廃プラスチック等の回収・有効活用の推進
- 「霞台クリーンセンターみらい」での再資源化の向上

③ 再資源化の推進 (Recycle)

- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」などに基づく分別排出体制の強化及び資源回収の円滑な推進
- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく小型家電の回収によるレアメタルの再資源化の推進
- 「霞台クリーンセンターみらい」で発生した焼却熱を利用した電力を、施設内や近隣施設で活用し、エコな取組を推進

② 再使用の推進 (Reuse)

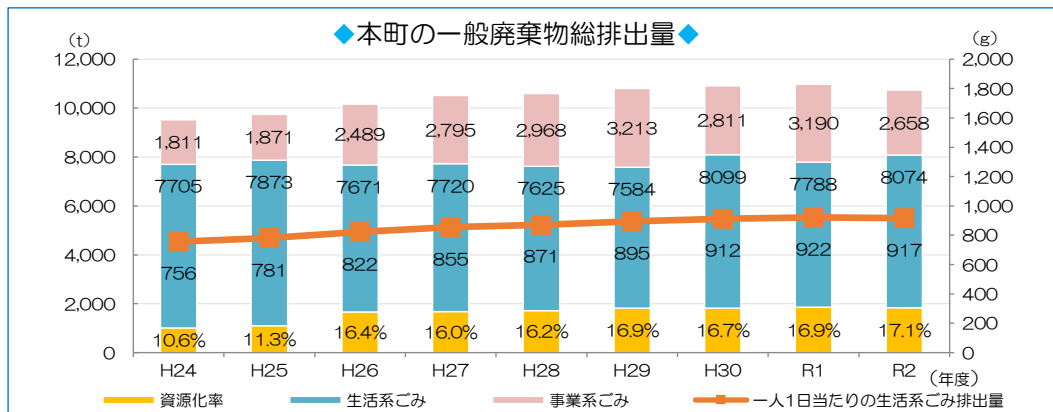
- 古着や古物のリサイクルショップ活用の促進
- リターナブル容器などの容器採用を推進

④ ごみ削減の推進 (Refuse)

- マイボトルの使用など、ごみ削減の意識啓発
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくマイバッグ持参の推進
- 「霞台クリーンセンターみらい」と連携し、5Rを推進

⑤ 資源の修復・改善の推進 (Repair)

- 物を大切に、修理・修復による再使用を推進
- 資源を修復して使用することによりごみの排出量を削減



3-2 環境美化の推進

◆環境施策と町の主な取組◆

① 廃棄物の適正な排出の指導

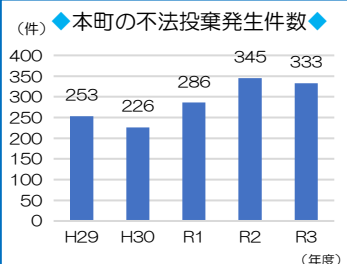
- 広報等によるごみ分別の徹底とマナー周知
- 廃棄物焼却に関する禁止規制の周知、違法な野焼きの指導

③ きれいなまちづくりの推進

- 町内一斉ごみ拾いなど美化活動の推進
- ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発
- 雑草などの繁茂した空き地の適正な管理の指導
- 花と緑の環境美化コンクールの推進による環境美化啓発
- 自然環境と調和した太陽光発電施設の設置を推進

② 不法投棄されない環境づくりの推進

- 不法投棄の監視強化、監視カメラの増設など、未然防止や早期発見
- 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど不法投棄されない環境づくりの呼びかけ



3-3 脱炭素に向けた計画の推進

◆ 環境施策と町の主な取組 ◆

① 茨城町地球温暖化対策実行計画の推進

- 茨城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく、町・町民・事業者の協働による地球温暖化対策の推進
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員の推薦、活動支援の推進
- 家庭におけるCO₂排出量の把握や製品・サービスの購入時のCO₂排出量表示など、見える化の活用によるCO₂削減の推進

② 茨城町地域気候変動適応計画の推進

- 茨城町地域気候変動適応計画の推進及び、町・町民・事業者の協働による気候変動対策の推進
- 気候変動が与える影響の情報収集、適応策の検討・実施
- 自然災害に備え、ハザードマップの周知、避難警戒態勢の充実

③ 地域循環共生圏の推進

- 町内の企業、関係機関で協働した地域循環共生圏の推進
- 町全体で一丸となり、地域循環及び自然との共生
- 環境学習等イベントの情報を紹介、様々なSDGsに対する意識を向上

④ 再生可能エネルギービジョンの策定及び推進

- 再生可能エネルギーの種類やポテンシャルについて情報収集、ホームページや広報紙等で普及啓発
- 脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギービジョンの策定及び推進

3-4 協働

◆ 環境施策と町の主な取組 ◆

① 学ぶ（主体的な環境学習の推進）

【地球温暖化防止活動推進員に学ぶ学習会の開催】

- 茨城県地球温暖化防止活動推進員を招いた茨城町ふるさとづくり出前講座の開催
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する啓発活動や学習会の開催

【環境イベント等における情報発信・勉強会等の場の提供】

- 茨城町環境フェスティバル等で環境やSDGs、地域資源循環等に関する情報の公開、勉強会の場を提供

【CO₂見える化の活用】

- 家庭におけるCO₂排出量の把握、製品やサービス購入時のCO₂排出量表示など、CO₂見える化の活用を学習会などで普及させ、CO₂削減の取組を推進

② 活動する（主体的な保全活動の推進）

【茨城町地球温暖化対策実行計画の推進】

- 茨城町地球温暖化対策実行計画の周知及び町・町民・事業者の協働による地球温暖化対策

【茨城町地域気候変動適応計画の推進】

- 茨城町地域気候変動適応計画の周知及び町・町民・事業者の協働による適応策

【地域循環共生圏の推進】

- 地域循環共生圏の登録、町・町民・事業者が一体となり、地域で様々な資源の循環に取り組み

【町内一斉ごみ拾い】

- 町内一斉ごみ拾いの実施

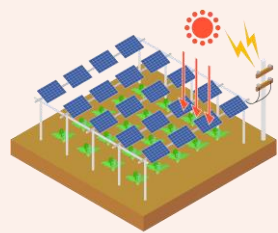
【サーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進】

- サーキュラーエコノミーを推進、自然システムの再生や製品と原料を使い続ける取組を推進
- 農畜産廃棄物などのバイオマス資源を有効活用するための堆肥化の推進及び耕畜連携した地域リサイクルを検討

◆ うちエコ診断 ◆



◆ ソーラーシェアリング等の太陽光発電設備 ◆



【出典：令和2年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書】

< 環境指標と数値目標 >

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ● 町民一人一日あたりのごみの排出量 | (目標：607 g) |
| ● ごみのリサイクル率 | (目標：25.7%) |
| ● 電気自動車導入台数（特殊車両を除く） | (目標：35 台) |
| ● 二酸化炭素排出削減量（総排出量） | (目標：182千t-CO ₂) |
| ● 不法投棄処理数量 | (目標：11.0 t) |
| ● 町内一斉ごみ拾い参加者数（町民） | (目標：12,000 人) |
| ● 茨城県地球温暖化防止活動推進員の登録者数 | (目標：9 人) |
| ● 地球温暖化防止・脱炭素推進の意識啓発の回数（年間） | (目標：10 回) |



霞台クリーンセンターみらい
 【出典：霞台厚生施設組合】

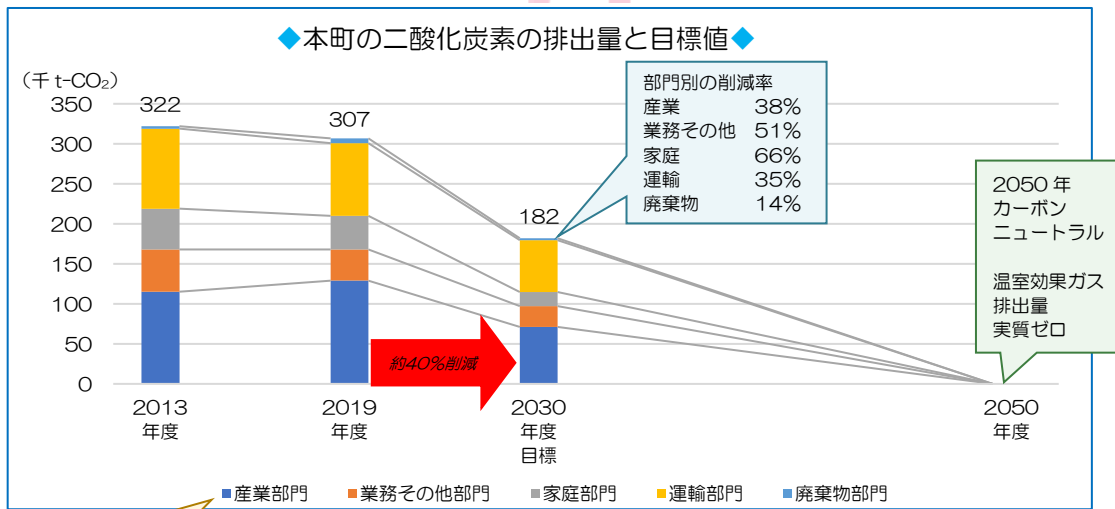
◆茨城町地球温暖化対策実行計画◆

＜計画の目的と位置付け＞

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に準拠して定めるものとなりますが、茨城町第2次環境基本計画の環境施策に掲げた地球温暖化対策の推進を図るための計画として位置付け、町・町民・事業者が協働で取り組んでいくことを目的とします。

＜目標値＞

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量を、国が掲げた中期目標である令和12(2030)年度において温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目標とし、本実行計画の目標年度である令和12年度には現状（令和元年度）より約40%（約125千t-CO₂）削減の182千t-CO₂とします。

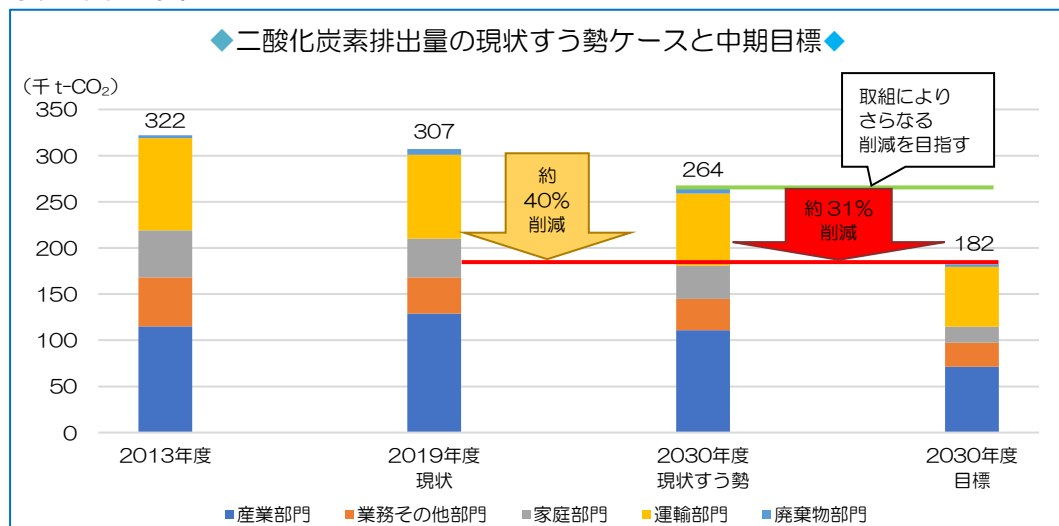


産業部門には製造業、鉱業・建設業、農林水産業があります。

＜二酸化炭素排出量2030年現状すう勢＞

令和元（2019）年度比では、約40%（125千t-CO₂）の削減を目指すこととなりますが、今後、現状のまま温暖化対策を施さない場合の令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量（現状すう勢）を推計すると、現状より43千t-CO₂少ない264千t-CO₂となります。この場合でも目標値には82千t-CO₂の差があります。今後は、現在の本町の状況や社会情勢の変化等により、二酸化炭素排出量の増減が予想されます。

この目標を達成するためには、茨城町全域のCO₂排出量削減に向けた施策に取り組み、各部門ともに効果的な取組を実践する必要があります。



<茨城町地球温暖化対策実行計画の施策体系>

| 施策の方向 | 施策の内容 | 町の取組 |
|-----------------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 再生可能エネルギー等の利用促進 | ①再生可能エネルギー等の利活用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電システム等の設置を推進、再生可能エネルギーを活用する機器の普及促進 ●「霞台クリーンセンターみらい」で、焼却熱を利用して発電した電気を有効活用 |
| | ②公共施設への太陽光発電・蓄電システム導入の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の新設や防災拠点機能のある施設への太陽光発電システムの導入を推進 ●再生可能エネルギー電力への切り替えを検討及び普及啓発 |
| | ③住宅等の省エネ機器への利用転換促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅や事業所におけるエネルギー利用の省エネ等の普及促進 ●公共施設等のエネルギー効率の改善、省エネの実現 |
| (2) CO ₂ 削減につながる暮らし方や事業活動の推進 | ①脱炭素社会の形成に向けたライフスタイルの見直し | <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設単位の温室効果ガス排出量削減のため、脱炭素を目指した行動の促進 ●CO₂削減を目指し、食品ロスの取組の推進 |
| | ②CO ₂ 排出量の見える化の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ●CO₂ 排出量の把握に、「うちエコ診断(茨城県)」等で見える化を呼びかけ ●CO₂ 排出量が少ない環境ラベルなど見える化の普及 |
| | ③エコカーやエコドライブの普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●公用車の導入には、環境性能の高い車両を選択 ●再生可能エネルギー電力によるEV車用急速充電器を設置 |
| | ④地産地消の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●輸送に伴うCO₂排出量の削減のため、フードマイレージを意識した地産地消を推進 ●食品ロスの削減に向けた「てまえどり」を推進 |
| | ⑤農林業分野における温室効果ガス削減の取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●農地管理や生物多様性の保全、バイオマスの利活用等、実用かつ効果的な方法を検討 ●CO₂の吸収源として貢献できる緑地維持のため、継続した保全・管理を推進 |
| | ⑥本町における地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●「茨城町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の推進 |
| | ⑦気候変動適応策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●各種防災関係マップで、災害の危険がある地域や避難場所などを周知 ●災害が起きた際に、生活用水を確保するため、災害時協力井戸を把握 |
| | ⑧地球温暖化対策に関する情報の収集と提供 | <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページや広報紙などで、地球温暖化や気候変動に関する情報を提供 |
| (3) 環境にやさしい取組のサポート | ①環境教育・環境学習による温暖化対策に関する意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ●「地球温暖化防止活動推進員」を増員 ●環境教育や環境学習などで、様々な環境問題に対する意識向上 ●再生可能エネルギーについて、子どもたちの環境意識向上 |
| | ②環境マネジメントシステムの普及促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●環境マネジメントシステムに関する情報提供等を推進、省エネ計画の推進 ●それぞれの規模や段階に応じた環境マネジメントシステムの選択・導入の促進 |

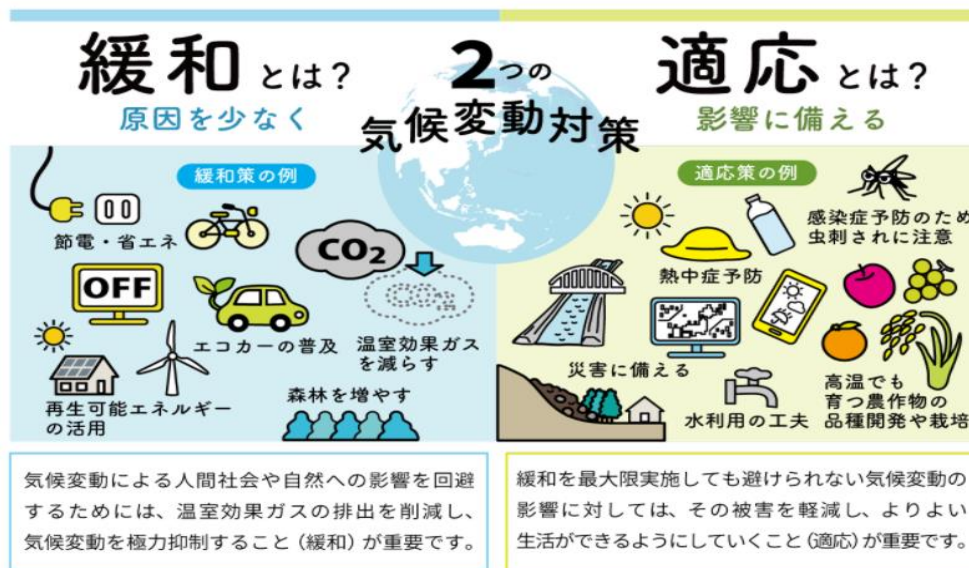
◆茨城町地域気候変動適応計画◆

＜茨城町地域気候変動適応計画策定の背景と目的＞

2021年のCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）のグラスゴー気候合意では、「気候変動及び生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機、並びに自然及び生態系の保護、保全及び回復が、気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たす」と述べられ、2022年のCOP27では、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」と2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択されました。

国内では2018年6月に、気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されています。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なります。そのため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実状に応じた施策を、計画に基づいて展開することが重要となります。



【出典：気候変動適応情報プラットフォーム A-PLAT】

＜茨城町地域気候変動適応計画の主な対策について＞（抜粋紹介）

1. 農業・林業・水産業

① 水稻

気温の上昇による品質の低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下等）等の影響が確認されています。県内では、一等米比率の低下（9割から7割程度に低下）がみられます。

本町でも、気候変動や生育状況に臨機的にも対応できる水と肥料の適切な管理を推進します。



② 野菜等

露地野菜では、多種の品目で収穫期が早まる傾向があり、生育障害の発生頻度の増加等もみられます。県内では、広範囲の作物に被害を与えるミナミアオカメムシが、県南で令和2年、県西で令和3年に確認されました。

茨城町には干し芋の加工生産をしている事業所があります。干し芋の品種においては、既に気温の上昇や気候変動による湿気などの対策として適応した品種の栽培を行っています。干し芋の生産は、「玉豊」という品種からはじまり、10年ほど前より気温の変化に適応して育てやすい「べにはるか」が主流になっています。近年は、「安納芋」も取り入れられています。



③ 果樹

果樹は気候への適応性が非常に低い作物です。一度植栽すると同じ樹で30~40年栽培することができるため、1990年代以降の気温上昇に適応できていない場合が多くあります。

◆斜面に実るミカン◆

涸沼自然公園の東側、広浦地区の斜面では、主に温暖な西日本で栽培されている「ウンシュウミカン」の栽培をはじめています。



⑤ 病害虫・雑草

気温上昇により、害虫及びその寄生性天敵、一部の捕食者の年間世代数が増加することから水田の害虫・天敵の構成の変化が予測されます。

◆クモヘリカメムシ◆

全国的には、コメにおいてカメムシ類による被害の増加が報告されています。発生への対処が一般的ですが、広域的な情報と知見、事例の収集による予防措置等の指導に努めます。



⑦ 水産

水産業では、水温の上昇による漁獲量の減少や酸欠による被害が生じています。シジミ漁においては湖水の水温上昇や台風時の底荒れなどの影響によって漁獲量が安定しない傾向がみられます。



温暖化による水温上昇、市街地や農地からの流入水など影響を及ぼす要因について、注意喚起とともに継続的な監視、早期の原因究明や対策等の指導に努めます。

② 河川

台風や温帯低気圧の影響が甚大化し、涸沼川流域では大雨による河川からの浸水被害が報告されています。

涸沼沿岸の水田耕作地の塩害防止と河川氾濫対策により、1971年に発見されたヒヌマイトトンボの生息地は、その後、次々に消失していきました。生活を守るために行われてきた重要な対策ですが、これからは生物多様性の保護と両立する必要があります。

生物多様性の保護を講じながら護岸整備を進め、ヒヌマイトトンボや湿原に生息する野鳥・動植物を守るヨシ原復元を推進していきます。



④ 畜産

気温上昇により、肉用豚では消化吸収能の低下や分娩率の低下、採卵鶏では産卵数の減少や卵質の低下等の研究事例があり、乳用牛では温湿度指数の上昇に伴う成長量低下の研究事例があります。また、夏季の暑熱ストレスによる受胎率低下、生育悪化、乳量や乳成分の低下、採卵数の低下などが予想されます。

畜舎内の気化熱を利用した散水・散霧や換気、食欲増進を促す良質な飼料の選択を継続、屋根への石灰塗布などの暑熱対策による適切な畜舎環境の確保が必要です。

⑥ 農業生産基盤

全国の排水機場管理に関しては、大雨・洪水により年間のポンプ運転時間が増大・拡大しているといった変化が生じています。本町では、強風によるハウスの倒壊及び半壊などの施設被害が報告されています。



町域の内水被害を軽減するため、生態系を活用した適応策等の検証や検討などに努めます。

2.湖沼の水環境

① 湖沼

国立環境研究所の報告では、霞ヶ浦を含む世界393湖沼の溶存酸素濃度や水温などの長期観測データで、2017年以前の10年間で表層水温が平均0.39℃上昇していることが分かりました。気候変動による水温上昇や、有機物濃度の上昇等による水質変化が予測され、生態系への影響が懸念されるほか、水道水源である湖沼の水温・水質変化が社会に与える影響は甚大です。

長期モニタリングによる変容の監視など、湖沼の水質汚濁を監視します。

3.自然生態系

① 里地、里山生態系

気候変動による気温の上昇や降水パターンの変化等により、里地・里山の構成種を変化させる可能性があります。ただし、気候変動以外の人間活動の影響も受けやすく、不確定要素が大きいと思われます。

気温の上昇による植物の分布上限及び北限付近における拡大が報告されています。涸沼流域の湿地帯や水辺には、「オオフサモ」が確認され、近年、繁殖が進んでいます。また、県南の利根川流域では、「ナガエツルノゲイトウ」の繁殖が猛威をふるっています。

国や県をはじめとした研究機関を通じて様々な情報を収集し、適応した予防策を検討していきます。

◆オオフサモ◆



② 野生鳥獣の影響

気候変動による気温の上昇や積雪量の減少は、野生鳥獣の生息適地を拡大させる可能性があります。分布域の拡大は、野生鳥獣の採食・樹木の剥皮・地面の踏みつけ等で下層植生の消失や樹木の枯死をもたらします。それらは土壌の流失や水源かん養の機能低下、景観の劣化等へつながり、さらに生態系への影響を拡大させる可能性があります。本町では、アライグマの捕獲が確認されています。

生物多様性地域戦略に取り組み、町域の生物多様性の把握に努めます。また、目撃や被害報告を監視し、その生態の分析を基に対策を進めます。

③ 湖沼（淡水生態系）

気候変動により、富栄養化が進行している深い湖沼では、その湖沼の鉛直方向の循環が弱まり、湖底の貧酸素化が進む可能性があり、貝類等の底生生物への影響や、富栄養化の加速が予想されます。

湖沼では近年、水産資源の「ワカサギ」や、観光レジャーの「ハゼ釣り」などで個体数と釣り船の出船数の減少傾向が報告されています。

生物多様性地域戦略に取り組み、町域の生物多様性の把握に努めます。また、長期モニタリングの実施など湖沼の水質汚濁を監視します。

④ 湿原（淡水生態系）

本町周辺では、気候変動に起因する流域負荷（土砂や栄養塩）に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移等の影響が想定されます。

生物多様性地域戦略に取り組み、町域の生物多様性の把握に努めます。また、目撃や被害報告を監視し、その生態の分析を基に対策を進めます。

⑤ 河川（淡水生態系）

本町周辺では、魚類の繁殖時期の早期化・長期化や暖温帯性・熱帯性の水生生物の分布北上等、気候変動に伴う水温等の変化に起因する可能性がある事象についての報告が見られます。

長期的に、気候変動と水質の変化、漁獲量の激減等との関係を調査し、県内を中心とした研究機関等と連携して把握に努めます。

4.自然災害

① 洪水、内水氾濫

気候変動により、極端な降水の発生頻度や強度が増えたり、治水施設の整備水準を超えたりするなど、被害を生じさせる可能性が増大します。



気候変動の影響で海面水位が上昇すると、海岸近くの低平地等では、河川水位の上昇による洪水氾濫の発生及び海への排水不良による浸水時間の長期化がもたらされる可能性が高まります。

避難場所及び避難所一覧、洪水・土砂災害ハザードマップ、災害時協力井戸マップを作成及び更新し、被災時の生活用水の確保を行っています。また、防災メールやLINE、防災行政無線などを活用し、情報発信力を強化します。

② 土石流・地すべり

大雨の発生頻度の増加、頻発地域の拡大、広範囲化は、山地の崩壊や土石流、地すべり等による土砂災害の発生頻度の増加、発生規模の増大、発生形態や地域の変化をもたら



らし、防災政策上、非常に重要な影響を及ぼします。降水量や気温、降雪量や降雪の時空間分布の変化は、地盤や地表面の状態を変化させ、崩壊や侵食現象の素因になるだけではなく、凍結融解現象等、基岩の風化現象にも影響を与えます。

気候変動による土砂災害には、人命を守る効果の高い箇所における施設整備を推進し、避難場所・経路や公共施設、社会経済活動を守る施設整備の実施を検討します。

③ 強風

本町でも、台風による倒木、道路反射鏡や防犯灯設備などの破損や倒壊が報告されています。気候変動により、強風や強い熱帯低気圧の割合の増加が予想され、強い台風の増加で中山間地域における風倒木災害の増大が懸念されます。



さらに、強い竜巻の頻度が大幅に増加するといった予測もあり、施設の破損や倒壊の可能性が考えられます。

竜巻等の激しい突風に対しては、防災無線等を通じて、町民などが身の安全を確保する行動がとれるよう啓発を行います。また、町道、道路等に面した場所や人の出入りが多い場所の樹木類を点検し、倒木等の危険があると判断された場合、伐採撤去処分等を検討します。

5.その他

上記1～4に抜粋した気候変動に関して、これまでに生じている影響や将来予想される影響に対する適応や、暑熱（死亡リスク・熱中症等）、感染症の予防・抑制などについてもまとめております。

暑さ指数 (WBGT) = 1 : 7 : 2

気温の効果 湿度の効果 輻射熱の効果

暑さ指数 (WBGT) は、気温と同じ単位 (°C) だけど、気温だけではないんだね！

湿度が重要な指数になっているね！

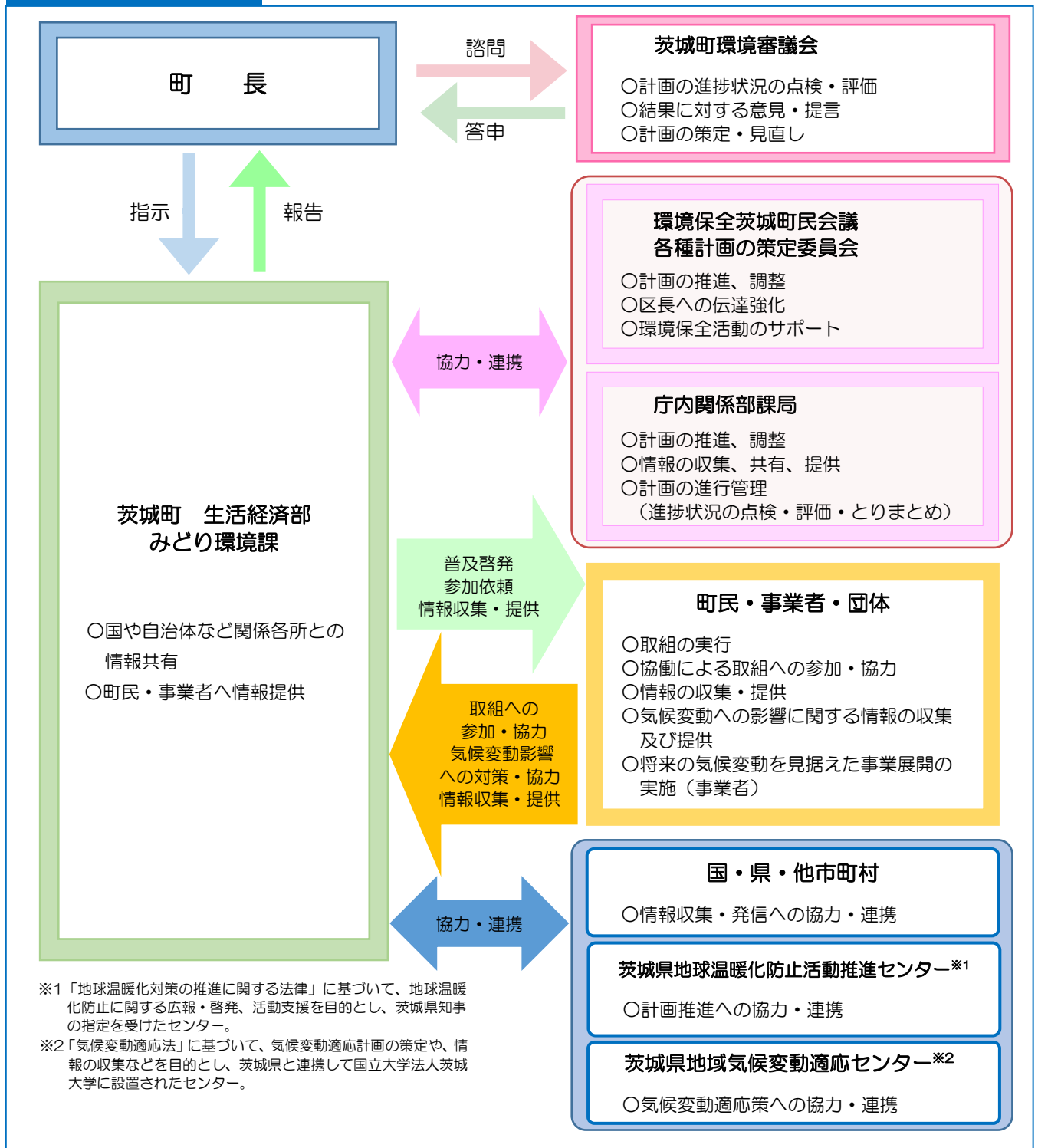
暑さ指数 (WBGT) について
【出典：環境省熱中症予防情報サイト】

◆計画の推進体制◆

計画の目標達成に向けた環境施策の計画的な推進や実施などについて、その実効性を確保していくために、以下の方策に沿って計画の推進を図るものとします。

なお、環境の保全と創造に関する広域的課題や地球環境問題等への対応については、国や県及び他市町村、専門の関係団体（茨城県地球温暖化防止活動推進センター、茨城県地域気候変動適応センター）と協力・連携を図りながら、広域的な視点からの取組の推進や、適応に関する情報収集、整理、分析、提供等に努めます。

計画の推進体制概念図



発行 茨城町

編集 茨城町 生活経済部 みどり環境課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080

TEL 029-292-1111 (代) FAX 029-292-6748

URL <http://www.town.ibaraki.lg.jp>